

2018年9月14日

裁判官罷免訴追委員各位

## 裁判官訴追委員会の形骸化の恐れについての公開質問

国連に日本の子ども連れ去りの実態を報告する委員会  
子どもオンブズマン日本

事務局長 鶩見 洋介

お世話になっております。私達は、日本国内で頻発横行している片親に因る子の拉致や親子引き離しの強要の人権問題の解決を目指している団体です。

私達に寄せられる被害報告の中には、避難理由なく協議合意無く、一部の離婚弁護士らと共に謀した配偶者に偽計を用いて子を連れ去られ、それに対して法手続きに救済を求めて、裁判官らが、引き離し強要の違法性を問題にせず、引き離された親に監護権や親権を停止させる法的根拠無くとも、時にはあからさまな事実ねつ造をされ、監護権親権を剥奪され親子引き離しに遭っている方が多く存在しています。

避難理由なく協議合意無い片親による一方的な子供の拉致は、国会の法務委員会で何度も問題となり、その都度法務大臣、最高裁家庭局長があつてはならない事、先に子供を連れ去った親への親権は認められないと明確に答弁していますが、実際には、家庭裁判所、高等裁判所の実務の運用はそのようにはなっておりません。

文明国、法治国家だと信じ、勤労し納税していた市民は、裁判官達があからさまに犯罪加担する組織であると思い知らされ愕然とします。

日本で生き続ける為に法治を信じたい被害者達は、弾劾法が蔑ろにされておらず、裁判官罷免訴追委員会が正常に機能していると期待し、本来違法である筈の拉致帮助を行う裁判官らの罷免訴追請求を行っています。しかし、拉致帮助の裁判官らの非行は、罷免訴追どころか調査すらされている情報が入らず、拉致帮助を行う裁判官らや拉致常習の脱法弁護士らが、裁判所内を闊歩している状況が続いています。

結果、日本中で、子ども達が身勝手な親に連れ去られ、親子引き離しと片親疎外という虐待に苦しめられています。

そのような状況のなかで、裁判官罷免訴追委員会が機能しておらず、その状態を維持したい為に、裁判所当局と訴追委員会で取引が行われたとする証言があります。

現在、分限裁判中の東京高等裁判所岡口基一判事です。岡口判事の「分限裁判の記録 岡口基一」というブログの平成30年8月17日の「始まりは民進党?」と題された記事には、以下のような記述があります。

「他方、最高裁は、三権のうちの他の二権からの干渉というべき、裁判官訴追委員会における裁判官の訴追は、何が何でも阻止するというスタンスです。

そこで、最高裁当局と与党（自民党公明党）が協議をし、最高裁当局が責任を持って私を指導するので、私を訴追にかけないということで話が調い、裁判官訴追委員会では、与党の反対で、私の訴追はなくなったとの見方が出ています。」

この記述が事実であるならば、裁判官罷免訴追委員会は、弾劾法に基づき行動されておらず、国民を欺き、機能していない状態を維持する取引に応じている事になります。

当然に裁判官は、憲法と法律に拘束されずに、法務大臣、最高裁家庭局長があつてはならないと答弁された筈の「子の拉致を追認し、先に連れ去った親への親権を与える判決」という組織の前例踏襲に拘束され、犯罪行為に堂々と積極的に加担するようになります。

仮に国民に選ばれた国会議員から構成される訴追委員が、司法からの交渉で、弾劾法に定められた職務職責を怠っているのであれば、直ちに現在の訴追委員は全員が辞し、国民を欺かない国会議員にその職を譲るべきと考えます。

つきましては、裁判官罷免訴追委員の皆様に、公開の質問状を送らせていただきます。

ご多用中大変恐縮ではございますが、民主主義の根幹である法治に関わる重大な問題である為、何卒ご回答を頂けますようお願い申し上げます。

尚、岡口基一判事の処分を求める趣旨では無く、裁判官らの拉致幫助の非行を国家が容認しているという国際的にも批判を浴びている問題について抑止及び解決を求めるものであることを付言致します。

お手数ですが回答用紙（質問状）2枚をFAXにて9月30日までに、ご返送くださいませ。

ご返信先FAXナンバー：[REDACTED]（担当者個人宅につき取り扱い配慮願います）  
問い合わせ先メールアドレス：onbuzuman73.seals@gmail.com

## 添付資料：東京高等裁判所岡口基一判事ブログ記事(写し)

**分限裁判の記録 岡口基一**  
分限裁判の記録です。研究者の方向け

2018-08-17

### 始まりは民進党？

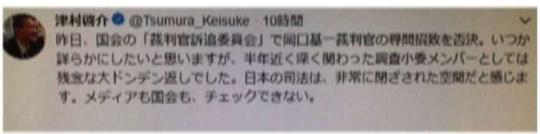
私のツイッターを翻訳していたのは、実は、民進党でした。

民進党は、裁判官訴追委員会において、私を訴追するため、6か月も準備をし、その間、同党の真山議員が、国会で質問に立ち、裁判官が「5時ビタで帰れる」などのツイートをするのは相当でないなどの意見を述べたこともありました。



他方、最高裁は、三権のうちの他の二権からの干渉というべき、裁判官訴追委員会における裁判官の訴追は、何が何でも阻止するというスタンスです。

そこで、最高裁当局と与党（自民党公明党）が直論をし、最高裁当局が責任を持って私を指導するので、私を訴追にかけないということで話が銷け、裁判官訴追委員会では、与党の反対で、私の訴追はなくなったとの見方が出ています。



最高裁当局は、与党と約束した手前、何が何でも、私のツイートをやめさせるか、又は、そういう指導ができないのであれば、訴追に代わるものとして、分限裁判の申立てをせざるを得なかつたというのです。

最高裁当局としては、分限裁判の申立てさえすれば与党への旗が立ち、この申立てが認められなくとも、それは最高裁判事の構成（15人中、裁判官出身者は6人しかいない）上、仕方がないものであって、最高裁当局の責任ではないということのようです。

つまり、今回の開廷の始まりは、実は、民進党であったという見方です。

## 質問状

【質問1】片親に因る子の拉致を、違法性阻却事由無く幫助した裁判官、もしくは、子を拉致された親から、監護権停止要件無く、監護権を剥奪した裁判官の罷免訴追請求状を確認したことがありますか？当てはまる回答一つに☑を入れて下さい。

- はい、確認したことがあります。
- いいえ、確認したことがありません。

【質問2】質問1で「はい」と答えられた方にお聞きします。拉致帮助の罷免訴追請求内容を訴追委員会で調査しましたか？当てはまる回答一つに☑を入れて下さい。

- はい、調査しました。
- いいえ、調査していません。
- わかりません。

【質問3】質問1で「いいえ」と答えられた方にお聞きします。拉致帮助裁判官の罷免訴追請求をした請求者達からの報告は多数得ておりますが、その請求状を見たことが無い理由を教えて下さい。当てはまる回答一つに☑を入れて下さい。「その他」の場合は、理由をお書き下さい。

- 知らなかった。
  - 知っていたが確認しなかった。
  - 誰も確認する習慣が無い。
  - その他
- 

【質問4】岡口基一判事の調査をしていた委員が、断念した理由をお聞かせ下さい。  
当てはまる回答一つに☑を入れて下さい。「その他」の場合は、理由をお書き下さい。

- 最高裁から与党の委員に条件交渉があり、与党委員がそれを受け容れ、多数決で否決された。
  - 最高裁からの条件交渉に、与野党間わず合意して取りやめた。
  - その他
-

【質問5】弾劾法には、裁判官の職務の内外を問わず裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたときは、訴追委員は独立して職務を行うことが定められていますが、現在の訴追委員会は、その機能を果たせていますか？

当てはまる回答一つに☑を入れ、その理由をお聞かせ下さい。

はい

いいえ

理由：

---

【質問6】片親に因る子の拉致や親子の引き離し強要という親権監護権濫用を帮助し親子引き離しをする裁判官の問題は、今後、訴追請求状の調査を行いますか？当てはまる回答一つに☑を入れて下さい。

はい

いいえ

【質問7】

質問6で「いいえ」と回答された方、その理由をお聞かせ下さい。

---

ご多用中ご回答ご協力ありがとうございました。

記入日 平成30年 9月 日

記入者氏名（署名）：

---